

第6次地域福祉活動計画策定委員会

開催日時 令和6年9月19日(木) 午前11時08分～午前11時51分まで
開催場所 神栖市役所分庁舎会議室2. 3
出席理事名 篠塚洋一、千葉千恵子、野口修一、鈴木伸洋、額賀 優、卯月秀一、仲内 亮、
花田三男、高田和美、須之内正昭、亙 正人、菅谷栄一、日高篤生
出席監事名 岡野一男、森本政一

議 事

協議事項 第6次地域福祉活動計画の構成及び骨子(案)について 事務局(相良光浩事務局次長)

それでは改めて地域福祉活動計画の内容について説明をさせていただきます。会議資料と別添でご用意いたしました神栖市社協第6次地域福祉活動計画(計画の構成・骨子案)をご用意いたします。今回委員の皆様にご用意いたしました資料につきましては、計画全体の内容を1ページ表紙のところにまとめています。計画の構成は現在進行中の第5次地域福祉活動計画を踏襲した形での構成を予定しております。目次の次に、計画策定にあたっての基本的な考え方、1番として計画作成の趣旨、2番目に第6次計画の構成と推進体制、期間、そして3番目には第5次地域福祉活動計画の達成度の検証、今回会議資料としてご用意したのはここまで第1章の部分についての内容となりますことをまずご説明します。この後といたしましては、今回ご審議をいただく第5次計画の達成度の検証結果を踏まえまして、第2章として向こう5年間の第6次計画の基本構想、基本目標、具体的な実施計画の作成作業に入っていく予定としています。さらに最終的な冊子にする上で、これまでの神栖市社協の事業の実施推移、あるいは策定委員会の名簿や委員会の設置要項などを参考資料として検証し、最終的な冊子にしていきたいと考えております。それでは改めて資料の1ページをお開き下さい。今回ご提示しているのはあくまでも基本的な構成・骨子案ということですので、基本的な部分でまとめてあるところも多くございますことをまずご報告いたします。

まず、第1章計画策定にあたってとしては、社会福祉協議会の本質と基本姿勢、社協と地域福祉活動計画の考え方についてを文章化していきます。こちらの文言については、これまでの活動計画の内容を継承する形でまとめる予定をしています。2番目、第6次計画の構成や推進体制、期間については、基本構想である「私たちでつくるやさしいまち」については、引き続き基本構想の大きな柱としていく予定です。それに基づいて基本目標、実施計画などを掲げていく内容とします。

計画の推進体制については、神栖市が作っている総合計画をはじめとする各種計画との連動性を大事にする考え方については、これまでの策定と変わりはありません。併せて、策定体制と進行管理についても、委員会の設置やPDCAサイクルに基づく検証の継続を行っていきます。計画の期間については、今の計画と同様の5カ年計画として令和7年度から令和11年度までの5年間の中期的な計画とさせていただきます。

そして3ページからは、具体的な第5次地域福祉活動計画の達成状況の検証ということでもまとめたものです。第5次計画の4つの柱としてそれぞれ掲げていた重点項目に対して、どのようなアプローチができたのか、できたところと新たな課題となったところを箇条書きでまとめたものが今回の資料となっております。

基本目標の1番目、総合相談体制の充実強化としては、検証結果として4点ほどまとめをさせていただきました。本日の報告案件の中でも私からご説明いたしました、この5年間はほとんどがコロナの

影響をまともに受けた形で、相談対応としても生活福祉資金を中心とした生活困窮者への支援というところが、例年を大きく上回る想像以上の規模での対応を余儀なくされた5年間であります。ただし、その中でこちら報告案件の中で説明していますが、事務局が一丸となって業務ごとの担当を置くのではなく誰もが等しく同じ業務を担当して同じ相談対応ができる体制を早い段階で取ったことによって、これだけの相談にも実際に対応することができました。

相談の内訳としましては、どうしても生活困窮者の対応が割合としても多くを占める結果とはなりましたが、そんな中でも障害者世帯からの相談、日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する相談については、特にコロナの影響もなく従前として多い相談が寄せられた現状も改めて確認することができました。こちらの分野についてはやはり社会福祉協議会が今後も中心的な相談体制が取れるような対応が必要になると改めて再認識できた現状でもありました。

続いて4ページをお願いいたします。コミュニティソーシャルワークの充実強化という重点項目につきましては、中立・公正な社会福祉の機関として、特に障害者の就労支援事業所等へのネットワークづくりを中心に取り組んでまいりました。こちらの内容は、2つ目の丸にありますように、ミスマッチを防ぐための「障害者事業所情報交換会」発足という形で、具体的な結果につなげることもできました。また、地域ネットワーク勉強会を通じまして、新しい課題の社会化、あるいは市民の関心度を測るということもコロナ禍においても続けてまいりました。その結果、成人期の発達障害の課題をお持ちになっている支援者が多いことが発見でき、現在実施しております発達障害療育者研修会につながったというような状況もございます。

続いて、4ページ中段の職員派遣を通じた福祉総合相談窓口の充実とネットワーク強化につきましては、派遣先の人数については、令和2年度までは4名派遣できたところがコロナへの対応ということもありまして令和3年度以降2名体制となってまいりましたが、その中でも特に行政との連携は、派遣先の職員を中心にこれまでよりも充実強化が図られた部分だと考えております。特に生活困窮者への対応については、社協でできることと、行政の方で対応することが非常に細かい連携が求められた5年間でもありました。その中で、特に社会福祉課を中心とした福祉部の職員の方々との連携というのは、派遣職員だけでなく、社協との関係という意味でも非常に連携が強化された5年間だと考えております。

続いて、資料5ページをお願いします。2番目の柱、必要とされる各領域の生活支援システムづくりとなります。こちらは、精神障害者、発達障害者、ひきこもりの方等への支援活動についてはコロナ禍になっても従前のような対応、事業を継続して進めてまいりました。特に精神障害の分野については先ほどご説明いたしましたミスマッチを防ぐための障害者事業所情報交換会の中で、改めて社会福祉協議会が実施する精神障害者デイケア事業の重要性などを再確認することもできております。また、障害者分野につきましては3番目の丸でありますけれども、ことばと発達の相談室は、この5年間の中で行政の制度への完全移行が図られました。このため、令和5年度をもって社協の事業としては終了して全てが市の取り組みの中で行われるということで、障害者施策の一本化も市の協力によって達成することも図られております。

続いて、権利擁護関連活動の充実ということにつきましても、従前のように強化をして5年間実施をしてきました。大きな動きとしましては、4番目の丸にありますように、神栖市が地域福祉計画策定に併せて成年後見制度利用促進計画が策定されました。この計画によって成年後見制度の対応について行政がかかわる部分が明確になったことによって、社会福祉協議会のやるべき範囲や業務量の見通しもつけられたところがあります。こちらは今後どういうふうに展開していくのか、具体的な第6次計画の中で明らかにしていきたいと考えております。

資料6ページをお願いします。生活困窮者の支援活動につきましては、コロナ禍での相談対応というところが非常に多くなりました。特に行政との連携での支援という場面が非常に多くありましてこの中

で給付金による直接支援を行うという行政の役割、貸し付けを通じたエンパワーメントという観点で支援を行う社会福祉協議会という形で、双方の役割が明確化され制度情報を共有した中で連携して支援に当たるといったスタイルで進めることができました。これは現在も行政との連携の中で、引き続き対応を続けているところとなっております。

続いて、7ページをお願いいたします。市民との協働による地域生活支援のしくみづくりに対しての5年間の総括です。特にボランティア関連につきましては、こちらコロナの影響を大きく受けた分野でありました。特に、コロナでの活動制限等によって活動をしたくてもできないような期間がこの5年間ではほとんどの地域がそういう状況におかれた中で、これからボランティアをしたい人、あるいはすでに活動されている人がどうやっていくかという部分に社協として寄り添いながら即面的支援というのを、コロナ禍であっても継続してきました。特に力を入れてきたのは、広報紙やホームページを通じて、活動に関する情報をできるだけ大きく最新の形で周知するという形に努めました。

資料8ページをお願いします。市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進についての検証結果となります。市民活動による助け合いとして、社会福祉協議会が市から受託しておりましたファミリーサポートセンターは、神栖市の施策充実に合わせて令和3年度をもって受託が終了しております。現在は市が別のところに委託する形で事業そのものは続いて進めております。この5年間で新たに取組んだものとしては、もったいないを橋渡しプロジェクトが挙げられます。それまでも食品類の寄付というのは社会福祉協議会に不定期ですが寄せられていました。こちらを体系化しまして、いただいた食材は必要な方々、必要な機関・団体に届くような仕組みをつくることができました。実績については資料8ページの下段に記した通りとなっております、件数や協力団体が増えている状況となっております。

資料9ページをお願いします。福祉教育支援活動の充実といたしましては、小学生や中学生を対象とした福祉教育出前講座、また高校生を対象にした進路アシストカレッジ、また要望によっては社会人や事業主さんへの体験・学習機会の提供などを行ってまいりました。対面型の授業となりますので、どうしてもコロナの影響というのは大きなものがありましたが、高校生の進路アシストカレッジで初めて社協としてオンライン開催に取り組みました。オンラインによる研修というのが、対面とは違う効果や機能を持っているということも確認することができましたので、今後の研修等の中では体験だけでなく開催内容についても柔軟に考えていきたいと考えております。

次に資料10ページをお願いいたします。4番目の柱、事業推進のための組織体制の発展・強化というところでございます。まず、事業を支える財政基盤の強化としては、会費や寄付金の増量のためにまず市民の理解を得ようということで、広報活動を大きな柱として掲げてまいりました。特に大きな取り組みとしては、ホームページを全面的にリニューアルしたというところがあります。スマートフォンからも非常に見やすい画面設定もこのリニューアルからできるようになりましたので、スマートフォンからのアクセスもこれまでと比べると格段の伸びを見せてくれている状況で、一部募金箱などへの寄付などはその影響が少しずつ増えている状況となっております。ただ一方で会員加入につきましては、特に地区においてお願いをしている一般会員・特別会員については地区加入率低下が大きく影響を受けた形となりました。こちらについては地区加入率という神栖市としての大きな課題もございますけれども、社協としても会員会費制度の在り方そのものを第6次計画の中で大きく考えなければならぬと感じております。

資料11ページをお願いいたします。住民ニーズに合致した業務体制の構築といたしましては、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を有する職員をきちんと機能させた体制をとっていただくということで、具体的にはコロナ禍の対応で特に担当業務を限定せずどの職員がどの業務もできる、しかも同じ業務をどの職員が対応しても同じクオリティで実施ができるというところを目指してまいりました。3番目の丸の同一業務同一対応というところを5年間かけて進めていったところです。その中で、職員個々の

対応、業務の向上と併せて組織全体のチームとしての対応というところを意識して各職員が行えるようになったというふうにも実感しております。この5年間の中で職員の育成に関しては日常的な相談対応の向上と合わせて、人事評価制度の導入を今年度より始めることができいております。時代に即応した組織の強化といたしましては、在宅福祉サービスをほとんど終了して迎えたこの5年間の第5次地域福祉活動計画でしたが、その中で事務局体制をきちんと神栖市社協が求められている業務内容を満たすための規模はどのくらいなのか、それを実現していくための執行部である役員や評議員体制はどうあるべきかというところを検証してまいりました。

具体的には、評議員の構成人数について一部この5年間の中で見直しを図ったところですが、今後も社会福祉協議会の事業規模、あるいは財政規模に合わせて事務局の体制または役員体制についてもしっかりと計画化していきたいと考えております。併せて、職員の業務の効率化についても、ICTの積極的な導入なども今常に進めているところですが、今後第6次計画の中でもできる限り省略できるところは省略して、スタッフの力をできる限り相談対応に集中できるような体制作りを考えていきたいと考えております。

最後の12ページは総括ということですが、この5年間を通じてコロナによる想定外の事態がございましたが、社会福祉協議会が掲げた4本の柱については概ね計画通りに推進ができたのではないかと総括です。第5次計画の中で掲げた権利擁護を大きな柱としていこうというところは、やはりこの5年間の実践を通じて、今後も掲げるべき大きな項目だということも実感することができました。その中で行政の施策が非常に細かくこの5年間の中で新たに課が設置され、課の規模も増える中で行政が直接的に担う施策なども増えてきた5年間にもなっております。その中で社会福祉協議会は行政を補完する立場、どの分野をどの程度で事業化をしていって力を入れていくのかをより明確に定めていくことを、今後の5年間の活動の基本的な柱としていく必要があると考えているところでございます。

これらの総括内容を踏まえましてこれから具体的に次の5年間の計画策定を図っていく予定です。委員の皆様には今回この5年間の総括についてのご意見、あるいはこうした方がいいのではないかとご提言などがあれば取り入れてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお参考資料につきまして資料13ページから16ページまでは、先ほどご紹介いたしましたコロナに関する対応の取り組みは全社協のニューズファイルを紹介しております。また資料15ページ16ページにあっては神栖市社協が取り組んでいる職員派遣が全社協の評価をいただきまして、ノーマという皆様にお配りしている広報誌に掲載がされましたので今回参考資料としてご用意させていただきました。以上が、事務局からの説明になります。

（篠塚副会長）

ただいま、事務局からの説明が終了しましたのでこれより協議に入ります。内容について質問やご意見はございましたか。

（須之内正昭理事）

基本的な質問ですが、新しい理事の方もいらっしゃって、活動計画をなぜ作るのか、何部くらい作るのか。これは内部用のマニュアルみたいなものだと思うんですね。その説明をまずひとつお願いしたいです。

事務局（橘田勝事務局長）

まず地域福祉活動計画ですが、これは市の地域福祉計画のように法律に規定されたものではありません。全国1,800超の社会福祉協議会がありますが、あくまで作成というのは任意でそれぞれの市町村社会福祉協議会が我が町の社協活動を約3年から5年間の間、どういった取組でどういうふうにしていくのかということを、きちんと住民の皆さんや行政に提示してその上で仕事をしていくというようなことを全社協をはじめ県社協も推進はしていますが、絶対に作らなければならないということではありません。

神栖市社会福祉協議会は第1次計画を平成5年から作りをはじめ、平成7年を初年度とした10年計画が第1次計画。途中で旧波崎町と合併を踏まえて改定をしながら、これまで5回の計画を立ててきました。神栖市社協が最初に計画を立てた頃は、茨城県内でも4~5カ所くらいしか計画を立てていなかったですし、全国レベルでも3割程の市町村社協しか計画がなかったのです。神栖市社協としては社協としての役割機能を明確にして、行政との連携のもとに、社協ならではの取組みを進めていかなければならないという理念を大事にして、計画作りを進めてきました。計画書は先程須之内理事がおっしゃっていただいたとおり、どちらかというと職員が仕事に迷ったときに、これはどのようにすればいいのか、誰のための仕事なのか、きちんと確認できるためのある意味マニュアルでもありますし、本会スタッフの大事な道標となるような計画という考え方で作っています。量としては300部くらいを予定しております。その内訳は社協の役員、評議員、行政委員、民生委員などにお渡しして、社協というのはいくつかの人たちを対象にこういう仕事をしているということを理解していただける様に考えております。また、第1次計画から全ページを誰もがみられるようにホームページで公開もしています。

(須之内正昭理事)

ありがとうございます。この計画は来年の3月までに完成させようということですよ。前回のを見ると、プロジェクトチームを作って6、7回協議をして委員会で意見を求める形でやっていると思うんですけども、職員の負担にはならないですか。

事務局（橋田勝事務局長）

勤務中に時間を取ってプロジェクトチームは動いています。前回報告させていただいたのは大体6、7回という会議回数で報告をさせていただきましたが、実際にはその倍以上集まっていると思います。少し残業とはなりますが、主査以上がプロジェクトチームに入り、この方向性で合っているのか、間違っているのか、自分からの観点、客観的な部分も含めてどうなのかということをあらゆる視点で検討を進めて、計画が完成した時は会議の記録も全て掲載していきます。確かに負担感がありますが、社協は協議会で協議を一番得意とする職場ですから、自分たちがやっていることを正しく認識しながら、今後5年間の自分たちのことを協議するということはある意味最も重要な研修の時間にもなりますので、2時間と制限を設けながら進めていくことをご理解いただければと思います。

(須之内正昭理事)

あと、基本構想ですが、基本構想というのは結局、理念みたいなものなので、要するに前回のものと同じということなんですよ。その中で基本構想の「新たな社会資源を創始することですべての住民にとって安心のあるやさしいまちの実現を目指す」という部分をもう少し分かりやすくしてほしいのかなと思います。

事務局（橋田勝事務局長）

はいありがとうございます。基本構想は第2次計画の頃から変わらないんですが、やはり社会福祉協議会の存在意義そのものは自治体が行う法令規則に基づく、全国どこに住んでいても受けられる福祉制度、福祉サービスでは対応できない対象者の支援をするのが社会福祉協議会の存在意義であろうということは変わらず、第2次計画のまま載せさせていただいております。公的制度は毎年のように法令規則が改正され、新しく生まれ、それまでは福祉の対象でなかったような少数派の人たちの支援策ができています。しかし、その中でも精神障害、発達障害児者、そしてひきこもりの方への支援は少数派故に支援策が後回しにされがちな現実があります。その人たちの代弁的機能を果たすのが社協の役割であります。このような取り組みを通じて、市全体の地域福祉の向上を目指していきたいということです。

(須之内正昭理事)

石田会長の挨拶のところで、社会資源が充足されていない分野（権利擁護、精神障害、発達障害、ひきこもり等）に主眼を置き・・・という言葉がわかりやすく良いと思う。それを上手く合わせたいのかなと思いました。あとですね、この会議はこういった話でいつも会議やることになるでしょうかね。事務局が委員の前に座っていただいた方が意見のやり取りがしやすいのではないかと思いますので事務

局で検討をお願いします。

（篠塚副会長）

それではよろしいでしょうか。他にご意見等はないので、ここで協議を終了します。本日いただきましたご意見、ご提言につきましては、事務局で必要な修正を行った後、再度委員会へ提出するという方向で進めていこうと考えますが、委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では事務局から今後の予定について説明をお願いします。

事務局（相良光浩事務局次長）

はい、今後の予定について特に詳細な資料等は用意しておりませんので、口頭で簡単に説明させていただきます。本日いただいた意見を踏まえまして、既に出来上がっている部分の修正を加えるとともに、次の第6次計画の5か年計画を具体化していく作業を、引き続き事務局内のプロジェクトで進めてまいります。最終的には次の委員会になります第4回目の理事会の中で、改めて委員の皆さんからご意見を頂戴できるように進めていきたいと考えております。ただし資料の作成状況によっては事前に郵送などでご意見をいただいたりすることをもしかしたらさせてもらうかもしれませんが、その時は改めて通知文などでご依頼をさせていただきたいので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

（篠塚副会長）

その他、今後の予定について何か質問等はありませんか。なければ、以上をもって委員会の協議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。